

登録電気工事業者・登録証再交付申請必要書類（法第12条関係）

登録証の再交付申請をするときは、「登録証再交付申請書」に下表の添付書類を添えて申請書を提出すること。

| 番号 | | 個人申請 | | 法人申請 | |
|----|----------------------------------|-----------------|----------------|---------------|-------------------|
| | | 主任電気工事士を雇用しない場合 | 主任電気工事士を雇用する場合 | 役員が主任電気工事士の場合 | 役員以外の者が主任電気工事士の場合 |
| 1 | 登録証再交付申請書 | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 2 | 登録証（原本） | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 3 | 住民票（営業所の所在地が判るもの） （申請日前3ヶ月以内） | ○ | ○ | | |
| 4 | 法人の登記簿謄本（申請日前3ヶ月以内） | | | ○ | ○ |
| 5 | 手数料2、200円（山梨県収入証紙） | ○ | ○ | ○ | ○ |

※1 欄内の○印が必要となる書類。

※2 再交付申請が出来る場合

1. 登録証をよごし、又は破損して登録証の記載事項が不鮮明となったとき。
2. 登録証を失ったとき

※3 ②は登録証をよごし、又は破損したときのみ必要。

※4 登録証を失った場合のみ、③④が必要となる。

※5 失った登録証が出てきたときは、速やかに返納すること。

様式13 (第9条)

収入証紙等はりつけ欄
消印をおしてはならない

登録証再交付申請書

| | |
|---------|-------|
| ×整理番号 | |
| ×受理年月日 | 年 月 日 |
| ×再交付年月日 | 年 月 日 |

年 月 日

山梨県知事

殿

〒

住 所

氏名又は名称

法人にあっては代表者の氏名

電話番号 () -

登録証の再交付受けたいので、電気工事業の業務の適正化に関する法律第12条の規定により、次のとおり申請します。

1 現在の登録の年月日及び登録番号

2 再交付の理由

(備考) 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

2 ×印の項は、記載しないこと。